

令和8（2026）年度「人権啓発ポスター」募集要項

1 趣 旨

すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」をめざして、県民の人権意識の高揚を図るため、12月の「人権週間」に向けて、人権啓発ポスターを募集する。

2 主 催

奈良県、奈良県教育委員会、市町村、市町村教育委員会

3 募集内容

「部落差別」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「生活困窮にある人」、「ひきこもり状態にある人」、「性的マイノリティ」、「ハンセン病患者等」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者等」、「アイヌの人々」、「外国人」、「北朝鮮当局による拉致被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「ハラスメント」、「災害時における人権」などにかかわる人権問題の解決への取組や人権尊重の重要性を訴え、人権意識の高揚を図る内容とする。

4 応募対象

奈良県内に在住、在学、在勤している小学生以上の方

5 応募方法

（1） ポスター

- ア 大きさは画用紙四つ切り（約39センチ×54センチ）とする。
- イ 画材は自由とする。
- ウ ポスター用名札に下記（2）の必要事項を明記し、作品の裏中央部に貼り付けること。
- エ 持参または郵送で応募すること。

※郵送で応募する場合は、発送・到着の記録が残る方法とすること。

（2） 必要事項

- ア 小・中学生、高校生は、市町村名（国立大学法人附属学校、県立学校、私立学校等の児童・生徒を除く）、学校名、学年、名前（ふりがな）※いずれも作品作成時で明記
- イ 一般の方は、名前（ふりがな）、住所、年齢、電話番号、返却方法

（3） 応募点数

一人当たり1点以内とする。

6 作品の提出先及び締切日等

応募者区分	作品提出先	締切日
市町村立学校の児童・生徒	市町村の教育委員会または人権啓発主管課	作品提出先の市町村で別途定められた日
市町村立以外の学校等※の児童・生徒及び一般	奈良県地域創造部 人権施策課	令和8（2026）年6月26日（金）

※在籍する市町村立学校が当事業に取り組んでいない等、特別な事情がある場合、市町村立学校の児童・生徒も県で受け付けることが出来るものとする。

7 小・中学生、高校生作品の予備審査

各市町村を通じて提出された市町村立学校の児童・生徒の作品は、各市町村で以下の基準に従って予備審査を行うこと。

なお、県に直接提出された市町村立以外の学校（国立大学法人附属学校、県立学校、私立学校等）等の児童・生徒の作品は奈良県人権施策課で、審査区分ごとに以下の基準に従って予備審査を行う。

（1）県への提出基準

審査区分	応募点数	県提出点数
小学校 低学年	50点未満 50～299点 300～499点 500点以上	1点 2点 3点 総数の1%（小数点以下切り捨て）
小学校 中学年	50点未満 50～299点 300～499点 500点以上	1点 2点 3点 総数の1%（小数点以下切り捨て）
小学校 高学年	50点未満 50～299点 300～499点 500点以上	1点 2点 3点 総数の1%（小数点以下切り捨て）
中学校	50点未満 50～299点 300～499点 500点以上	1点 2点 3点 総数の1%（小数点以下切り捨て）
高校	50点未満 50～99点 100～499点 500点以上	2点 3点 4点 総数の1%（小数点以下切り捨て）

※義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校については、作者の学年に応じた教育課程ごとに各部門に組み入れて審査を行います。

(2) 県へ提出する書類等

ア ポスター（市町村立学校の児童・生徒の作品については、予備審査によって選考された作品）

イ 応募状況報告書及び県提出者名簿

・市町村教育委員会または人権啓発主管課…様式1－1、1－2

・市町村立以外の学校…様式2

ウ ポスター用名札（作品裏中央部に貼付する）…様式3

（様式1～3は、県人権施策課ウェブサイトからダウンロードできる。）

※様式に記載する学年について、義務教育学校等の学年表記については、学校の考え方に基づき、「7年、8年、9年」の記載を可能とする。

(3) 県への提出締め切り

令和8（2026）年6月26日（金）17：00必着

8 審査

県関係課及び人権教育研究団体等の代表で構成する審査委員会により審査を行う。県へ提出された作品の中から、①小学校低学年、②同中学年、③同高学年、④中学校、⑤高校・一般のそれぞれの区分ごとに審査を行い、計30点の作品を入選作品として選考する。

審査結果は、9月末頃までに通知する。

なお、各市町村を通じて提出された市町村立学校の児童・生徒には、各市町村を経由して学校長へ通知する。県へ直接提出された市町村立以外の学校の児童・生徒については直接学校長へ、絵画教室等の団体を通して提出された方は団体へ、それ以外は直接本人へ通知する。（ただし、入選作品として選考された作者に限る。）

審査結果の問い合わせには対応しない。

9 発表

発表は、奈良県人権施策課ウェブサイトにおいて行う。なお、発表にあたっては、作品作成時の学校名、学年とする。

10 記念品

入賞者に記念品を贈る。

各市町村を通じて提出された市町村立学校の児童・生徒については各市町村を経由して学校長へ送付する。県に直接提出された市町村立以外の学校の児童・生徒については直接学校長へ、絵画教室等の団体を通して提出された方は団体へ、それ以外は直接本人へ送付する。

11 作品及び個人情報の取扱い

(1) 応募作品は、自作で未発表のものに限り、著作権は主催者に帰属するものとする。

ア 啓発品、広報誌、カレンダーその他如何なる媒体においてであっても、令和8（2026）年度人権啓発ポスターの結果が発表されるまでに活用された作品は、全て発表済み

とする。

- イ 入選作品として選定された作品を活用する場合は、奈良県人権施策課に事前に連絡し、活用した媒体を1部提供すること。
- (2) 公序良俗その他法令の定めに反するもの、誹謗中傷を含むもの、第三者の権利を侵害しているものは審査の対象外になる。また、入選作品選定後であっても、その旨判明した場合、採用は無効となる。
- (3) 県提出の作品は、全て返却する。(入選作品は年度末に、それ以外の作品は審査終了後に返却する。)
- (4) 入選作品については、人権啓発イベント等において展示するとともに、市町村及び市町村立学校等へ貸出しを行う。また、啓発資料・広報紙(誌)、奈良県人権施策課ウェブサイト等に掲載する。
- (5) 応募時に記入いただいた名前等の個人情報は、審査・発表・展示・記念品送付のみに使用する。
- (6) 入選作品の発表にあたり、匿名での発表を希望する場合は、県への提出時にその旨を伝えるものとする。

12 問い合わせ先及び県提出先

〒630-8501 奈良県地域創造部人権施策課啓発推進係

(この郵便個別番号を明記の場合は、住所「奈良市登大路町30番地」の省略可能。)

TEL 0742-27-8719 (直通)

FAX 0742-27-8721

奈良県人権施策課ウェブサイト：<https://www.pref.nara.jp/1657.htm>